

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関する弊社意見等（概要）

【NTT グループの位置付けと公正競争の確保】

昨年 7 月に実施された NTT 再編成では、ヒト・モノ・カネ・情報が分離されておらず、公正競争が担保されているとは言い難い状況にあります。

NTT 再編成後も、競争は進展しておりません。（特に加入者回線部分は 99%以上が NTT 地域会社により占められております。）

独占的分野においては、競争の進展とそれに伴う値下げが実現されないばかりか、むしろ値上げ傾向にあります。

NTT グループに資本関係があるかぎり構造的に公正競争は担保されないため、持株会社形態を廃し、資本分離を行うことが必要と考えます。

< NTT グループが資本分離されないために生じている構造的な問題 >

- ・ NTT コミュニケーションズが NTT 地域会社に営業を委託することを前提とした人員配置が行われ、公正競争を著しく阻害しております。
- ・ 設備面での完全分離が実現できていないため、例えば信号網接続により利用できる機能等において、NTT コミュニケーションズと NCC の間で格差が生じております。
- ・ 人事面での完全分離が実現されていないため、グループ内での情報が共有され、公正競争上問題があります。
- ・ 契約者情報システムの完全分離が出来ていないため、例えばユーザの移転情報は NTT コミュニケーションズのみが自動的に知り得る等、NCC との間で得られる情報に格差が生じております。

仮に NTT 法の廃止について議論を行うにあたっては、NTT の在り方全体について改めて議論が必要と考えます。

現行の制度下で、NTT 地域会社に例外的にでも県間通信の提供又は料金設定を認めることは再編成の主旨（独占的分野と競争分野の分離）を否定することとなり、適当ではないと考えます。

米国等との比較を行うのであれば、その背景等を鑑みて議論を行うべきであると考えます。例えば 14 項目のチェックリスト等のみを取り上げて日米を比較することは適当ではなく、AT&T とベルの資本分離や、子会社分離要件等、その他の背景や条件を含む全体を比較するべきであると考えます。

市場支配力を持つ NTT 地域会社は、反競争的行為の防止の観点から、隣接市場である端末部門を切り離すべきであると考えます。

現状では、NTT 地域会社以外の子会社、又は NTT 地域会社の子会社に対する規

制がありません。これらの子会社を通じた反競争的行為（NTT 地域会社が子会社を通じて長距離通信サービスを提供する等）を防止するため、グループ全体に対する規制が必要と考えます。

#### 【競争の基本的枠組み】

市場支配力に着目した公正競争ルール（非対称規制）の確立が必要と考えます。

全ての事業者を一律に「管理」することから、「競争を促進」する理念に基づいた制度への転換が必要と考えます。

競争の進展とそれに伴う利用者利便の向上や市場の拡大には、市場支配力の濫用防止が必要と考えます。

従前の設備に着目したルールでは、基本的に接続に係る事項以外の反競争的行為の防止が困難であると考えます。また、接続に係る事項以外については基本的に一律規制となり、ノドミナントに対しては過剰な規制となる恐れがあります。

ドミナント事業者や公益事業者の管路へのアクセスを法的に担保すべきと考えます。また、料金についても再調達価格ではなく（正味）帳簿価額とすべきと考えます。

回線調達に係るルールについて、競争促進の観点から非対称とすべきと考えます。会計、トラフィック等の報告についても同様と考えます。

特に政府が果たすべき役割として、以下のような事項を実現する必要があると考えます。

##### < 政府の果たすべき役割 >

- ・ 政府が競争促進義務を負うことが必要と考えます。
- ・ 環境変化に対応するため、定期的なルールの見直しが必要と考えます。
- ・ ルール策定及び見直しにあたっては、行政における議論の透明化が必要と考えます。（審議会、研究会の公開、答申案に対するパブリックコメントの実施等）
- ・ 定期的な見直しの他、関係当事者からの請願を受け付け、パブリックコメント方式により透明な形で処理することが必要と考えます。
- ・ その場限りの議論とならないよう、パブリックコメント方式による中立的、継続的な政策評価プロセスの規定が必要と考えます。
- ・ NTT 再編成にあたって郵政省より示された「再編成後に注視する事項」等について、その注視の状況を公表するとともに、パブリックコメント方式により改めて検証、議論が必要と考えます。

#### 【ユニバーサルサービスの確保】

ユニバーサルサービスの確保に関する議論を行うにあたり、「補助やファンド

等ありき」を前提として議論を行うことは適当ではないと考えます。

ユニバーサルサービスには、現時点では、固定電話が該当するものと考えます。(具体的には、加入者回線及び市内通話、緊急通報、電話番号案内(ただし回数限定)が該当。)

固定電話については、仮にユニバーサルサービスとしての確保に補助が必要な場合には、競争促進、経営効率化等とセットでの議論を前提とし、また、税金等により国が負担することを基本に、全体の在り方を議論すべきと考えます。

インターネット等については、現時点では国民生活に不可欠であるユニバーサルサービスとまでは言えませんが、近い将来国民生活に不可欠となり得るとも考えられるため、このようなサービスをどの様に扱うか/国がどのように普及を図るのか等を含め、改めて、広く議論が必要と考えます。

仮にインターネット等が、今後、政策的に普及支援を図るべきサービスであると考えられる場合、その費用は事業者負担ではなく、国策として国が費用を拠出すべきと考えます。

ユニバーサルサービスの確保に係る費用については、仮に、一次的に事業者が基金を通じNTT地域会社に対し支払う形態を導入したとしても、その費用は事業者の料金に転嫁され、結局はお客様が負担することとなります。

#### 【通信主権等の確保】

通信主権は、密接に関連する周辺領域と切り離して考えることができず、現代においては「通信」のみの主権を論ずるのは無理があると考えます。必然的に有事法制に踏み込まざるを得ないことに留意した上で議論すべきと考えます。

「主権」の行使は国に帰属するものであり、電気通信事業が完全自由化された我が国において、特定の事業者が国に代わって通信主権を行使するようなスキームは考えられません。

#### 【研究開発】

NTT に対し、研究開発を法令により義務付ける必要はないと考えます。

以上